

[7-10]

庶発第1,565号 昭和41年11月5日

内閣総理大臣 佐 藤 栄 作 殿

日本学術会議会長 朝 永 振一郎

(写送付先: 科学技術庁長官  
大蔵、文部両大臣)

科学協力に関する日米委員会への会長の参加について(申入れ)

標記のことについて、本会議第47回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

科学協力に関する日米委員会に対しては、日本学術会議会長が日本側委員となつてゐるが、現在の同委員会の仕事の内容から見ると、会長が会長たるの資格で参加する必要はないものと判断する。よつてこの点を配慮されて、しかるべき処置されたい。なお、同委員会の勧告に基づく事業とその今後の推移は、わが国の科学の推進と学術交流上の問題に密接な関係があるので、同委員会の仕事、その勧告に基づく事業の内容、将来計画、実施状況などについては本会議に常時連絡せられたい。

[7-11]

庶発第1,584号 昭和41年11月5日

内閣総理大臣 佐 藤 栄 作 殿

日本学術会議会長 朝 永 振一郎

(写送付先: 科学技術庁長官、文部大臣)

南極地域観測統合推進本部への会長の参加について(申入れ)

標記のことについて、本会議第47回総会の議に基づき下記のとおり申し入れます。

記

南極地域観測統合推進本部は実施に関する統合推進機関であり、南極地域観測は、すでに恒常的実施の段階に入つたと考えられるので、現在では日本学術会議会長が会長たるの資格において推進本部に参加することはもはや必要ないものと判断する。よつて、この点を配慮されて、しかるべき処置されたい。なお、学術的な面においては本会議との関係は、従前どおり継続されるべきものである。

[7-12]

庶発第1,605号 昭和41年11月10日

内閣総理大臣 佐 藤 栄 作 殿

日本学術会議会長 朝 永 振一郎

(写送付先: 総理府総務長官、防衛庁長官

北海道開発庁長官、経済企画庁長官

国家公安委員会委員長、科学技術庁長官

法務、大蔵、文部、厚生、農林、通商産業、  
運輸、郵政、労働、建設、および自治各大臣)

科学者の研究、調査旅費(学会研究旅費を含む)の大幅引上げについて(勧告)